平成２３年（フ）第４３号
兵庫県洲本市五色町鳥飼中452番地２　鳥飼中団地101号室
債務者　山本　栄美（旧姓川崎）
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第１５号
和歌山県新宮市熊野川町日足744番地の４定住促進住宅２棟106号室
債務者　仲　　肇
1　決定年月日時　平成23年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで　和歌山地方裁判所新宮支部

平成２３年（フ）第１３５号
広島県福山市西桜町１丁目10番２―302号、旧住所広島県福山市北吉津町２丁目４番14号
債務者　池田　　秀
1　決定年月日時　平成23年６月27日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１３８号
広島県福山市千田町２丁目24番11号　201、旧住所大阪府大阪市平野区平野南３丁目４番18号
債務者　柿谷　良江
1　決定年月日時　平成23年６月27日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１２３号
高知市朝倉西町１丁目４番26号
債務者　村田　和繁
1　決定年月日時　平成23年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２８４号
高知市高須３丁目３番14号　コスモハイツ高須２Ａ―203
債務者　樋口　貴統
1　決定年月日時　平成23年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２９１号
高知市塚ノ原154番地　九曜荘101号
債務者　山﨑奈津子
1　決定年月日時　平成23年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２９３号
高知県土佐市高岡町乙642番地４　橋詰アパート202号室
債務者　谷脇　広秋
1　決定年月日時　平成23年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１９１号
大分市都町３丁目７番35号　旭ビル403
債務者　村上　　裕
1　決定年月日時　平成23年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１９６号
大分県臼杵市野津町大字野津市400番地の２、申立時の住所大分県臼杵市野津町大字王子2893番地
債務者　吉良　幸和
1　決定年月日時　平成23年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２００号
大分県由布市挾間町向原217番地２
債務者　佐藤　　充
1　決定年月日時　平成23年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２０１号
大分市大字本神崎122番地　南日本造船株式会社幸崎寮305
債務者　本田　和徳
1　決定年月日時　平成23年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２０６号
大分県津久見市大字津久見2654番地の１
債務者　河野しのぶ
1　決定年月日時　平成23年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２１７号
大分市大字小池原303番地の６　市営１Ａ３―104
債務者　伊藤　　緑（旧姓亀崎）
1　決定年月日時　平成23年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２２７号
大分市下郡中央２丁目10番22号
債務者　是枝　洋之
1　決定年月日時　平成23年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２２８号
大分市下郡中央２丁目10番22号
債務者　是枝　玲子
1　決定年月日時　平成23年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２３０号
大分市横田１丁目８番16号　サンライズハイツ大在302
債務者　古河　正義
1　決定年月日時　平成23年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係